

# 登園許可証明書

ALBERO 保育園 園長 様

園児名： \_\_\_\_\_

(H・R 年 月 日生)

病名 \_\_\_\_\_

上記の者、令和 年 月 日から登園してよいことを証明します。

- 完治したことを証明します。
- 伝染する可能性がないので、登園しても支障ありません。

その他の意見

[ \_\_\_\_\_ ]

令和 年 月 日

医療機関

医師 氏名 \_\_\_\_\_ 印

<登園許可証をお願いする感染症>

感染症	潜伏期間	登園許可の目安
麻疹（はしか）	8~12日	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	1~4日	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること (解熱確認日をゼロとし翌日を1日目として数える)
風疹（三日はしか）	16~18日	発疹が消失していること
水痘（水ぼうそう）	14~16日	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ、ムンプス)	16~18日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の膨張が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	3ヵ月~数年 10年	医師により感染のおそれがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	2~14日	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日を経過していること
流行性角結膜炎	2~14日	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	7~10日	特有な咳が消失していること又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26等）	10時間~ 4日	医師により感染のおそれがないと認められていること
急性出血性結膜炎	1~3日	医師により感染のおそれがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	4日以内	医師により感染のおそれがないと認められていること

※新型コロナウイルス感染症は、後日保健所からご自宅に送付される「就業制限期間等に係る証明書」を提出していただきます